

令和3年11月市議会総務委員会資料

第131号議案 令和3年度長崎市一般会計 補正予算（第18号）

目次

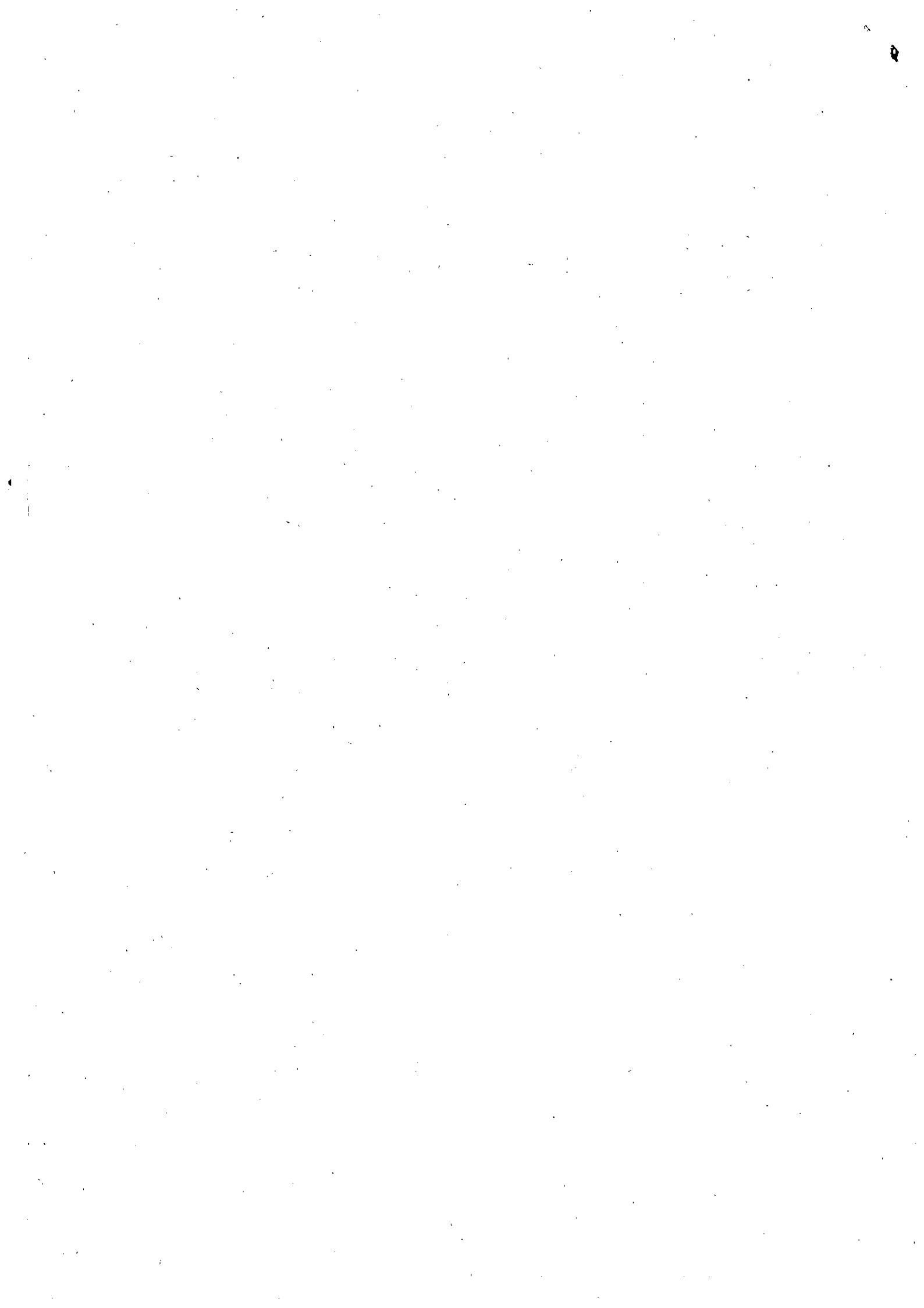
ページ

【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】

1 基金積立金	1～3
---------	-----

理 財 部
企 画 財 政 部
市 民 生 活 部

令和3年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
32～33	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	1-1	基金積立金	千円 1,648,326

1 概 要

(1) 財政調整基金の積立 1,647,326 千円

ア 決算剰余金の積立 647,326 千円

地方財政法第7条第1項の規定に基づき、令和2年度に生じた決算剰余金の2分の1相当額を積み立てるもの。

R2年度決算剰余金 1,294,651,647 円×1/2=647,325,824 円≒647,326 千円

【参照】地方財政法第7条第1項

地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない。

イ 長崎市立病院機構運営資金貸付金の繰上償還に伴う積立 1,000,000 千円

長崎みなとメディカルセンターの安定した経営のもと、新型コロナウイルス感染症に対する医療をはじめとした市民生活に不可欠な医療機能を安定的に維持するため、財政調整基金を財源として、地方独立行政法人 長崎市立病院機構(以下「病院機構」という。)に貸し付けていた運営資金貸付金について、一括償還の申し出がなされたことからその全額を基金に積み立てるもの。

(ア) 貸付内容

貸付額 1,000,000 千円

貸付年度 令和2年度

償還期間 10年(うち2年間は据え置き期間)

利息 無利子

(イ) 運営資金貸付金償還金 1,000,000 千円

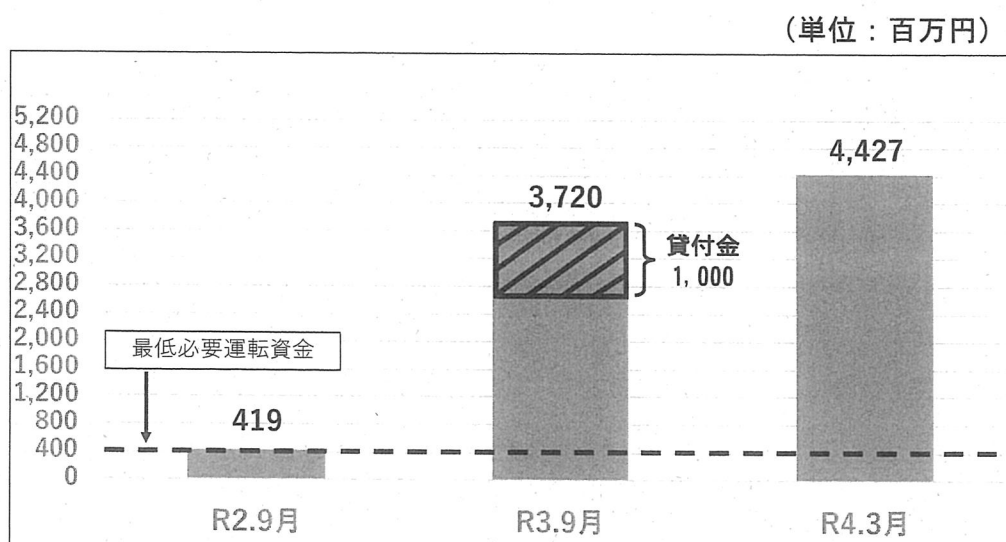
(ウ) 償還するに至った主な理由

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等のコロナ関連補助金や病院機構による経営改善の取組みなどにより、収支状況が改善し資金が確保できたため。

【参考】

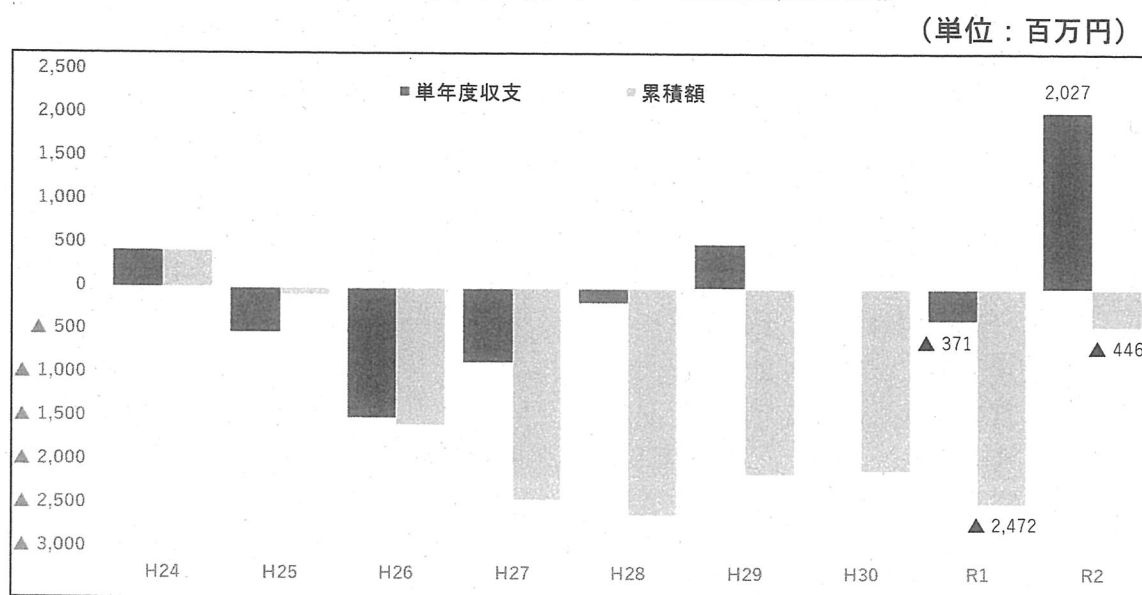
- ・ 医業収益の減 約▲16億円
- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金等コロナ関連補助金 約37億円
- ・ 救命救急センターの積極的な患者受入れや費用削減等の取組み 約8億円

(エ) 月末資金残高の推移



※R4.3月末の資金残高は、10億円返済後の見込額。

(オ) 病院機構（長崎みなとメディカルセンター）の損益収支の推移



ウ R3 年度財政調整基金の推移

		R2 末 現在高	R3 積立額	R3 取崩額	R3 末 現在高
		千円	千円	千円	千円
財政調整 基金	補正前額	11,153,457	3,445	5,756,944	5,399,958
	今回補正額		1,647,326	—	
	補正後額	11,153,457	1,650,771	5,756,944	7,047,284
(参考) 減債基金		6,792,693	126,127	3,260,900	3,657,920
合計 (今回補正後)		17,946,150	1,776,898	9,017,844	10,705,204

(2) 暴力追放いのちの基金の積立

1,000 千円

本市の安全安心まちづくりの取組みに対し、市民の方から寄附の申し出があったため、「暴力追放いのちの基金」に積み立てるもの。

【参照】暴力追放いのちの基金

平成 19 年 4 月の伊藤前市長銃撃事件後に暴力追放モニュメント建立実行委員会が募金活動により集められた浄財のうち、モニュメント建立後の余剰金約 1,400 万円の寄附を受け、平成 20 年 9 月に設置したもの。

基金は、暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議の活動に充てている。

2 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他(※)	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,648,326	—	—	—	1,001,000	647,326

※運営資金貸付金償還金 1,000,000 千円、寄附金 1,000 千円